

建設省告示第千三百六十九号（平成十二年五月二十五日）

- (改正(一)) 平成二十七年二月二十三日国土交通省告示第二百五十一号
- (改正(二)) 平成三十一年三月二十九日国土交通省告示第四百七十号
- (改正(三)) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第二百号
- (改正(四)) 令和二年二月二十七日国土交通省告示第九十八号

特定防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 (一)(二)

- 一 令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項に規定する七十五分間防火設備 (一)
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十一条第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第九十九条の七第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。） (一)(二)
- 三 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの (一)
- 四 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ(2)(i)に規定する構造としたもの (一)(三)(四)(五)
- 五 骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張ったもの (一)(三)(四)(五)
- 六 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが一・五ミリメートル以上のもの (一)(三)(四)(五)
- 七 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもので、厚さが三・五センチメートル以上のもの (一)(三)(四)(五)
- 八 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上のもの (一)(三)(四)(五)
- 九 建築基準法施行令第九十九条第二項の規定により同条第一項の防火設備とみなされる外壁、袖壁、扉その他これらに類するもので、防火構造としたもの (一)(三)(四)(五)
- 十 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面

からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網 (一)(二)

第二 第一第五号又は第六号のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。 (三)(四)

第三 防火戸（第一第九号又は第十号のいずれかに該当するものを除く。）が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。 (一)(三)(四)(五)

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 平成二年建設省告示第千二百二十五号は、廃止する。

附 則 (一)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (二)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(以下略)

附 則 (三)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則 (四)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(以下略)